# 奈良県告示第四十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

| 区分 | 区域 | 月日（曜日） | 時間 | 場所 |
|---|---|---|---|---|
| 運搬が困難なはかり | 五條市 | 六月十二日（水） | 午前十時から午後三時まで | 運搬が困難なはかりの所在場所 |
| | | 六月十三日（木） | | |
| | | 六月十四日（金） | | |
| 運搬が困難なはかり以外の特定計量器 | 五條市 | 六月十七日（月） | 午前十時から正午まで | 賀名生公民館（五條市西吉野町和田二九八番地一） |
| | | | 午後一時三十分から午後二時三十分まで | 宗桧公民館（五條市西吉野町宗川野九七番地） |
| | | 六月十八日（火） | 午前十時から正午まで | 野原公民館（五條市野原西三丁目四番三号） |
| | | | 午後一時から | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | 午後三時まで | 六月十九日（水） | 午前十時から正午まで | 五條市役所（五條市本町一丁目一番一号） |
| | | | 午後一時から午後三時まで | |
| | | 六月二十日（木） | 午前十時から正午まで | |
| | | | 午後一時から午後三時まで | |

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。